

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 業務の特例

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、当分の間、中央新幹線の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けるものとする。

（附則第十一条関係）

第二 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第三 附則関係

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。

（附則第二条及び第三条関係）

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。

（附則第四条及び第五条関係）